

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (1/8)

河川（湖沼を除く。）：生物化学的酸素要求量（BOD）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)			生物化学的 酸素要求量 (BOD)
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	1mg/ℓ 以下	C	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げる もの	5mg/ℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げ るもの	2mg/ℓ 以下	D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるも の	8mg/ℓ 以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げ るもの	3mg/ℓ 以下	E	工業用水3級 環境保全	10mg/ℓ 以下

備 考 1. 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1 級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水 産 1 級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級
及び水産3級の水産生物用

水 産 2 級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3
級の水産生物用

水 産 3 級： コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級： 特殊の浄水操作を行うもの

5. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を
生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (2/8)

河川（湖沼を除く。）：全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (3/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：化学的酸素要求量（COD）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値
		化学的酸素要求量 (COD)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	1mg/ℓ以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	3mg/ℓ以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	5mg/ℓ以下
C	工業用水2級 環境保全	8mg/ℓ以下

- (注)
1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1級： ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産3級の水産生物用
水産 2級： サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用
水産 3級： コイ、フナ等富栄養化型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (4/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
III	水道3級（特殊なもの）及び IV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
IV	水産2種及び Vの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

- 備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水 道 2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水 道 3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水 産 1種： サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- 水 産 2種： ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- 水 産 3種： コイ、フナ等の水産生物用
4. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (5/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (6/8)

海域：化学的酸素要求量 (COD)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値
		化学的酸素 要 求 量 (COD)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	2mg/ℓ以下
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	3mg/ℓ以下
C	環境保全	8mg/ℓ以下

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 産 1 級： マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及
び水産2級の水産生物用
- 水 産 2 級： ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）
において不快感を生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (7/8)

海域：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2 種および3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種 を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れのある海域に
ついて行うものとする。

(注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2. 水 産 1 種： 底生魚介類を含めたような水産生物がバランス良く、かつ
安定して漁獲される

水 産 2 種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多
獲される

水 産 3 種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (8/8)

海域：全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下

参考資料3(2) 人の健康の保護に関する環境基準 (1/2)

環境基準項目及び基準値

項 目 名	基準値	備 考
カ ド ミ ウ ム 全 シ ア ン 鉛	0.003 mg/l以下 検出されないこと 0.01 mg/l以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。
六 価 ク ロ ム 砒 素	0.05 mg/l以下 0.01 mg/l以下	
総 水 銀	0.0005 mg/l以下	2. 「検出されないこと」とは定められた測定方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。
ア ル キ ル 水 銀 P C B	検出されないこと 検出されないこと	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/l以下	3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/l以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下	
チ ウ ラ ム	0.006 mg/l以下	
シ マ ジ ン	0.003 mg/l以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/l以下	
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/l以下	
セ レ ン	0.01 mg/l以下	
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 mg/l以下	平成21年11月追加
ふ つ 素	0.8 mg/l以下	
ほ う 素	1 mg/l以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	

参考資料 3 (2) 人の健康の保護に関する環境基準 (2/2)

要監視項目及び指針値

項 目 名	指 針 値	備 考
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008 mg/l以下	
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005 mg/l以下	
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/l以下	
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04 mg/l以下	
オ キ シ ン 銅 (有 機 銅)	0.04 mg/l以下	
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/l以下	
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008 mg/l以下	
E P N	0.006 mg/l以下	
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/l以下	
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/l以下	
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/l以下	
クロルニトロフェン (C N P)	—	
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/l以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下	
ト ル エ ン	0.6 mg/l以下	
キ シ レ ン	0.4 mg/l以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下	
ニ ッ ケ ル	—	
モ リ ブ デ ン	0.07 mg/l以下	
ア ン チ モ ン	0.02 mg/l以下	
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002 mg/l以下	平成16年3月追加
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下	〃
全 マ ン ガ ン	0.2 mg/l以下	〃
ウ ラ ン	0.002 mg/l以下	〃

参考資料 3 (3) 水生生物の保全に関する環境基準

要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/l 以下
		生物特 A	0.006mg/l 以下
		生物 B	3mg/l 以下
		生物特 B	3mg/l 以下
	海域	生物 A	0.8mg/l 以下
		生物特 A	0.8mg/l 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/l 以下
		生物特 A	0.01mg/l 以下
		生物 B	0.08mg/l 以下
		生物特 B	0.01mg/l 以下
	海域	生物 A	2mg/l 以下
		生物特 A	0.2mg/l 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/l 以下
		生物特 A	1mg/l 以下
		生物 B	1mg/l 以下
		生物特 B	1mg/l 以下
	海域	生物 A	0.3mg/l 以下
		生物特 A	0.03mg/l 以下

参考資料 3 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値 (1/2)

農 薬 名								指針値 (mg/ℓ)	備 考					
殺 虫 剤	ア	セ	タ	ミ	プ	リ	ド	1.8	要監視項目					
	ア	セ	フ	エ	ー	ト		0.063						
	イ	ソ	キ	サ	チ	オ	ン	0.08						
	イ	ミ	ダ	ク	ロ	プ	リ	1.5						
	エ	ト	フ	エ	ン	プ	ロ	0.82						
	ク	ロ	チ	ア	ニ	ジ	ン	2.5	要監視項目					
	ク	ロ	ル	ピ	リ	ホ	ス	0.02						
	ダ	イ	ア	ジ	ノ	ン		0.05						
	チ	ア	メ	ト	キ	サ	ム	0.47						
	チ	オ	ジ	カ	ル	ブ		0.8						
	テ	ブ	フ	エ	ノ	ジ	ド	0.42	要監視項目					
	ト	リ	ク	ロ	ル	ホ	ン	(D E P)		0.05				
	ピ	リ	ダ	フ	エ	ン	チ	オ		0.02				
	フ	エ	ニ	ト	ロ	チ	オ	ン		(M E P)	0.03			
	ペ	ル	メ	ト	リ	ン		1						
	ベ	ン	ス	ル	タ	ッ	プ	0.9						
殺 菌 剤	ア	ゾ	キ	シ	ス	ト	ロ	ビ	4.7	要監視項目				
	イ	ソ	プ	ロ	チ	オ	ラ	ン	2.6					
	イ	プ	ロ	ジ	オ	ン		3						
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩								0.06	要監視項目				
	エトリジアゾール (エクロメゾール)								0.04					
	オキシシン銅 (有機銅)								0.4					
	キ	ヤ	プ	タ	ン			3	要監視項目					
	ク	ロ	タ	ロ	ニ	ル	(T P N)	0.4						
	ク	ロ	ロ	ロ	ネ	ブ		0.5						
	ジ	フ	エ	ノ	コ	ナ	ゾ	ー	0.3	健康項目				
	シ	プ	ロ	コ	ナ	ゾ	ー	ル	0.3					
	シ	メ	コ	ナ	ゾ	ー	ル	0.22						
	チ	ウ	ラ	ム	(チ	ラ	ム)	0.2						
	チ	オ	フ	ア	ネ	ー	ト	メ	チ	3				
	チ	フ	ル	ザ	ミ	ド		0.5						
	テ	ト	ラ	コ	ナ	ゾ	ー	ル	0.1					
	テ	ブ	コ	ナ	ゾ	ー	ル	0.77						
	ト	リ	フ	ル	ミ	ゾ	ー	ル	0.5					
	ト	ル	ク	ロ	ホ	ス	メ	チ	ル	2				
	バ	リ	ダ	マ	イ	シ	ン	12						
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)								1					
	フ	ル	ト	ラ	ニ	ル		2.3						
	プ	ロ	ピ	コ	ナ	ゾ	ー	ル	0.5					
	ペ	ン	ノ	ミ	ル			0.2						
	ペ	シ	ク	ロ	ン			1.4						
	ボ	ス	カ	リ	ド			1.1						
	ホ	セ	チ	ル				23						
	ポ	リ	カ	ー	バ	メ	ー	ト	0.3					
	メ	タ	ラ	キシ	ル	及	び	メ	タ	ラ	キシ	ル	M	0.58
	メ	プ	ロ	ニ	ル			1						

※「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の平成22年9月29日付け改正に伴い、一部の農薬について指針値が変更されるとともに、イソフェンホス及びメチルダイムロンは対象外となった。

参考資料 3 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値と変更指針値 (2/2)

農 薬 名		指針値 (mg/ℓ)	備 考
除 草 剤	ア シ ュ ラ ム	2	健康項目
	エ ト キ シ ス ル フ ロ シ	1	
	オ キ サ ジ ア ル ギ ル	0.2	
	オ キ サ ジ ク ロ メ ホ シ	0.24	
	カ フ エ シ ス ト ロ ー ル	0.07	
	シ ク ロ ス ル フ ア ム ロ シ	0.8	
	ジ チ オ ピ ル	0.095	
	シ デ ユ ロ シ	3	
	シ マ ジ シ (C A T)	0.03	
	テ ル ブ カ ル ブ (M B P M C)	0.2	
	ト リ ク ロ ピ ル	0.06	
	ナ プ ロ パ ミ ド	0.3	
	ハ ロ ス ル フ ロ シ メ チ ル	2.6	
	ピ リ ブ チ カ ル ブ	0.23	
	ブ タ ミ ホ ス	0.2	要監視項目
	フ ラ ザ ス ル フ ロ シ	0.3	
	プ ロ ピ ザ ミ ド	0.5	
	ベ シ ス リ ド (S A P)	1	
	ペ シ デ イ メ タ リ シ	1	
	ベ シ フ ル ラ リ シ (ベ ス ロ ジ シ)	0.8	
	メコプロップカリウム塩 (MCP Pカリウム塩) 、 メコプロップジメチルアミン塩 (MCP Pジメチルアミン塩) 、 メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	0.47	
	MCP Aイソプロピルアミン塩及びMCP Aナトリウム塩	0.05	
植物成長 調整剤	ト リ ネ キ サ パ ッ ク エ チ ル	0.15	